

# 【徴収猶予申請書の記載方法】

申請・審査にあたり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

徴収猶予申請書						
福岡市(区)長 様						
地方税法第15条の2の規定により、以下のとおり徴収猶予を申請します。						
申請者	住所所在地	〒 XXX-XXXX 福岡市〇〇区〇〇丁目〇-〇 電話番号 XXX (XXXX) XXXX 携帯電話 XXX (XXXX) XXXX			① 申請年月日	令和 3 年 3 月 1 日
	氏名	株式会社 〇〇〇〇			業種・職業	建設業
法人番号						
納付すべき市税	年度	税目	期別	納期限	税額	納付番号等
	R2	固定資産税・都市計画税	4	R 3・3・1	800,000 円	XXXXXXXXXXXXXX
	猶予を受けたい市税を上記例に合わせて記載してください。 ※行が不足する等により書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。				すぐに納付できる金額（「財産収支状況書」の「現在納付可能額(A)」欄又は「財産目録」の「③現在納付可能資金額(D)」欄の金額）を記載してください。	
合計				イ 800,000	ロ 0	
②イ～ロの合計		800,000 円	③現在納付可能資金額		0 円	④猶予を受けようとする金額 (②-③) 800,000 円
※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記						
一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細	住宅家屋の建設を行っているが、〇月に発生した水害の影響により工事が中止・延期となっており、売り上げが大幅に減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。					
	取引先からの入金全てを市税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。					
	猶予該当事実の詳細：新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前の売上(令和2年2月以前)と現在の売り上げ高を比較すると、50%超減少していることから、事業に著しい損失が生じている。					
⑤ 納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	R 3 年 3 月 31 日	30,000 円	R 3 年 7 月 31 日	30,000 円	R 3 年 11 月 30 日	100,000 円
	R 3 年 4 月 30 日	30,000 円	R 3 年 8 月 31 日	30,000 円	R 3 年 12 月 31 日	100,000 円
	R 3 年 5 月 31 日	30,000 円	R 3 年 9 月 30 日	100,000 円	R 4 年 1 月 31 日	100,000 円
	R 3 年 6 月 30 日	30,000 円	R 3 年 10 月 31 日	100,000 円	R 4 年 3 月 1 日	120,000 円 +延滞金
※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記						
猶予期間		令和 3 年 3 月 2 日から 令和 4 年 3 月 1 日まで 12 月間				
※猶予期間の開始日は、①の申請年月日 ただし、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できず猶予期間は1年以内です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。						
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情				
担保の提供可否については、職員にお尋ねください。						

- ・書き方が分からない場合は、下記の担当部署にお尋ねください。
  - ・審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
  - ・本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- その他、ご不明な点がございましたら、下記の担当部署にお気軽にご相談ください。

<市税の猶予制度に関するお問い合わせ先・ご相談先について>  
市役所又は各区役所の開庁日(月曜日～金曜日)の午前9時～午後5時に、まずはお電話で、お問い合わせください。

担当部署	対象税目
各区役所納税課	個人市県民税(普通徴収) <sup>※1</sup> 、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)及び軽自動車税(種別割)
財政局特別滞納整理課	法人に係る全税目及び、区役所納税課から徴収事務の引継を受けた上記税目

※1 納税者の方が、区役所から送付される納税通知書(納付書等)により、通常4回に分けて納めていただいているもの。  
 ※2 会社などの給与支払者(特別徴収義務者)が、毎月の給与から個人市県民税額を差し引いてとりまとめて納めていただいているもの。